

図表 2-1-4 助成条件（施設整備）

項 目	内 容
対象分野	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル
対象施設	①廃棄物排出抑制施設 製造工程等を改良することにより、廃棄物の発生量そのものを減少させたり、発生した廃棄物を減量化・再生利用することで事業場外への排出量を減少させ、輸送・処理の環境負荷を低減する施設。 ②廃棄物リサイクル施設 廃棄物の中間処理施設であって、リサイクル製品を製造する施設、破砕・選別等により混合廃棄物を処理する施設。 ③資源循環促進施設 保管・分別等により、これまでは焼却・埋立等の単純処分されていた廃棄物をリサイクルするために必要な施設。 （注）補助金交付要綱で定める各要件を満たすものであること。

ウ 小型家電リサイクル推進事業 【循環型社会課】

レアメタルなどの有用金属等を含む使用済小型家電について、本県の実情に即したリサイクルを推進しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】市町に対する使用済小型家電の回収など取組支援を実施。

（4）各種リサイクル法の推進

ア 容器包装リサイクル法の推進 【循環型社会課】

市町が行う分別収集の徹底に向けた取組を支援するとともに、県民に対して分別排出の必要性を周知しています。

【令和4年度実績】令和5年4月を始期とする第10期分別収集促進計画を策定。

【令和5年度内容】第10期分別収集促進計画に基づき、市町の容器包装廃棄物の円滑な分別収集を助言・促進。

図表 2-1-5 容器包装廃棄物の分別収集の状況

区 分	令和4年度 実績（t）	令和5年度 計画（t）
無 色 ガ ラ ス	4,356	4,430
茶 色 ガ ラ ス	4,555	4,432
そ の 他 の ガ ラ ス	2,167	2,128
そ の 他 の 紙	0	491
ペ ッ ト ボ ト ル	5,322	5,237
その他のプラスチック	22,502	22,140
（うち白色トレイ）	6	15
ス チ ー ル	2,463	2,662
ア ル ミ	2,923	3,303
段 ボ ー ル	11,483	12,435
飲 料 用 紙 パ ッ ク	58	113
計	55,829	57,371

資料：県循環型社会課

イ 資源有効利用促進法の推進 [循環型社会課]

3R対策や分別回収のための識別表示、製造事業者による自主回収システム等について、県民に周知しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】製造事業者等による廃パソコン、小型二次電池（充電式電池）、二輪車（オートバイ）、携帯電話・PHS等の自主回収をホームページに掲載し、リサイクルの取組に協力するよう県民等への普及啓発を実施。

ウ 家電リサイクル法の推進 [循環型社会課]

家電リサイクル法対象4品目の廃家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の適正な引渡しとリサイクル料金等の負担について、県民等へ周知しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】家電リサイクル法の適正な運用を図るよう県民等へ普及・啓発活動を実施。

エ プラスチック資源循環促進法の推進 [循環型社会課]

「プラスチック資源循環促進法」に基づき、プラスチックの資源循環を推進しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】法制度等について周知するとともに、関連事業によりプラスチック使用製品廃棄物の排出抑制、リサイクル等の取組を実施。

※ 関連事業：容器包装リサイクル法の推進（P34）、小型家電リサイクル推進事業（P34）、びんごエコタウン推進事業（P115）、循環型社会形成推進機能強化事業（P116）、廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業（P33）リサイクル製品使用促進事業（P116）

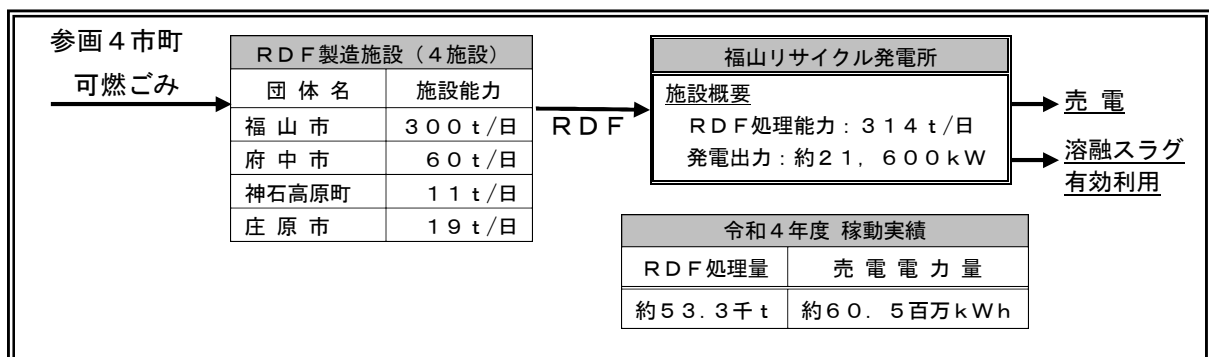
(5) サーマルリサイクル¹の推進

ア 福山リサイクル発電事業の推進 [循環型社会課]

一般廃棄物の広域処理とサーマルリサイクルを通じて、ダイオキシン類、二酸化炭素の削減等の環境対策や資源・エネルギー対策を進め、併せて市町の廃棄物処理コストの低減を図るため、福山リサイクル発電(株)によるRDF²発電・灰溶融事業を推進しています（平成16年4月操業開始）。

【令和4年度実績・令和5年度内容】搬入されたRDFを処理し、発電・灰溶融を実施。

図表 2-1-6 福山リサイクル発電事業の概要



1 サーマルリサイクル：廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用。

2 RDF：Refuse Derived Fuel（ごみ固形燃料）の略。ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉砕して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料。

(6) 食品廃棄物削減等対策

ア 食品廃棄物の発生抑制等の推進 〔循環型社会課〕

市町と県が連携して、食品廃棄物の発生抑制を推進します。

【令和4年度実績・令和5年度内容】市町が実施する食品ロスをはじめとした事業系ごみの実態把握や食品ロス削減対策等へ支援を実施。

※ 関連事業：事業系一般廃棄物削減対策事業（P50）

2 産業廃棄物の徹底的な資源循環

【取組状況】

(1) 総合的・計画的な取組の推進

- ア 廃棄物処理計画策定事業 (再掲) [循環型社会課] (P33)

(2) 発生抑制及び減量化

- ア 多量排出事業者への産業廃棄物処理計画の策定指導 [産業廃棄物対策課]

多量排出事業者へ、産業廃棄物処理計画の策定を指導しています。

〈対象：次の事業場を設置している事業者〉

- ① 前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン以上の事業場【廃棄物処理法】
- ② 前年度の産業廃棄物発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場【生活環境保全条例】
- ③ 前年度の特別管理産業廃棄物発生量が50トン以上の事業場【廃棄物処理法】

【令和4年度実績・令和5年度内容】令和4年度は①224、②95、③37事業者が計画を策定。

(3) 産業廃棄物のリサイクルの推進

- ア 産業廃棄物処理実態調査事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の排出・処理の実態を把握し、廃棄物処理計画改訂の基礎資料とするため、5年毎に産業廃棄物処理実態調査を実施しています。調査を実施しない年度においても、補完調査を行うことにより、毎年度の産業廃棄物の排出量等の動向を把握し、廃棄物処理計画の適切な進行管理を図っています。

【令和4年度実績】補完調査を行い、令和3年度の実態を把握。

【令和5年度内容】補完調査を行い、令和4年度の実態を把握。

イ 建設リサイクル法の推進 [技術企画課]

「建設リサイクル法」の趣旨に基づき、建設副産物のリサイクルを推進しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】建設リサイクル法届出審査業務及びパトロール等を行い、資源の有効利用と廃棄物の適正な処理を推進。

＜建設リサイクル法届出審査件数及びパトロール件数＞

指標項目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
建設リサイクル法届出審査件数	6,584	6,790	6,872	7,064	7,150	6,415	6,814	6,591
パトロール件数	137	175	762	688	648	208	147	142

※ パトロール件数はH28までは一斉パトロール分のみ

ウ 自動車リサイクル法の推進 [産業廃棄物対策課]

「自動車リサイクル法」に基づき、自動車のリサイクルを推進しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】自動車リサイクル制度等について周知するとともに、関連事業者への立入検査を実施し、使用済自動車の適正処理を指導。

(4) 産業廃棄物埋立税を活用した施策の推進

- ア 産業廃棄物埋立税と税事業の実施 [環境政策課・環境保全課・循環型社会課・産業廃棄物対策課]

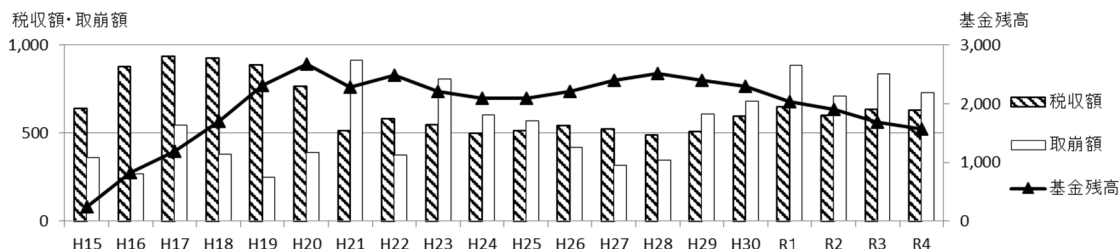
平成15年4月から導入した「産業廃棄物埋立税」を活用し、3R³の推進、廃棄物の適正処理、啓発

3 3R：リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）のこと。リフューズ（Refuse：過剰包装等の拒否）、リペアー（Repair：修理）を含めて5Rとすることもある。

活動及びその他の循環型社会の形成を推進しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに関する施策とすることを基本としつつ、その他の循環型社会の形成に関する施策も推進。税活用事業の効果の検証及び今後の方針について検討。

図表 2-1-7 産業廃棄物埋立税の税収及び産業廃棄物抑制基金残高の推移 (百万円)



(ア) 3Rの推進に関する事業【R4(実績): 462,838千円、R5(予算): 677,251千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	事 業 効 果	R4 実績	R5 予算
① 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業 (P33)	3R推進に効果が大きいと認められる施設整備又は研究開発を行う事業者への助成	施設: 50件 (H15~R4) 計画処理量: 48千t/年 (R4) 研究: 33件 (H15~R4) 内3件事業化 (9%)	393,902	583,923
② 循環型社会形成推進機能強化事業 (P116)	産学連携によるリサイクル技術の研究開発等を行う団体への支援	176件 (H17~R4) 内21件事業化 (12%)	68,936	93,328
③ びんごエコタウン推進事業 (P115)	びんごエコ団地へ進出する企業に対する施設整備への助成	全区画分譲済 (全6区画)	0	0
合 計			462,838	677,251

(イ) 廃棄物の適正処理に関する事業【R4(実績): 228,370千円、R5(予算): 365,666千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	事 業 効 果	R4 実績	R5 予算
④ 廃棄物排出事業者責任強化対策事業 (P46)	排出事業者講習会の開催、マニフェスト交付状況報告の処理・排出事業者の指導体制の整備	大規模な不法投棄発生件数の減少 H30~R4: 2.2件/年	62,030	79,434
⑤ 不法投棄監視体制強化事業 (P47、48)	不法投棄対策班による監視活動、市町職員の県職員併任による不法投棄監視等		15,193	27,186
⑥ 産業廃棄物処理情報管理推進事業 (P46)	廃棄物処理情報の電子化支援等	電子マニフェスト普及率の向上	11,475	17,270
⑦ 産業廃棄物処理実態調査事業 (P37)	県内の産業廃棄物の排出量等を把握するための実態調査	令和3年度、令和4年度実態調査の実施	1,238	1,790
⑧ PCB廃棄物処理促進事業 (P45、46)	PCB廃棄物の適正処理に係る中小事業者への支援	PCB廃棄物期限内処理の促進	14,201	28,245
⑨ 公共関与処分場による廃棄物適正処理事業 (P47)	公共関与処分場周辺環境調査、協議会運営、緑地整備等	公共関与処分場の安定運営	24,738	85,759
⑩ (ア) 地域廃棄物対策支援事業 (P49)	市町等が行う不法投棄防止対策事業等への支援	23市町等で実施	80,836	105,982
⑪ 災害廃棄物処理対策市町等連携事業 (P44)	災害廃棄物の初動対応に係る研修・訓練の実施及び市町の初動マニュアルの策定支援	県内市町及び関係団体が研修・訓練に参加	8,846	10,000
⑫ 廃棄物適正処理対策の実証事業 (P44)	デジタル技術を活用した廃棄物の適正処理対策に係る実証実験の実施	廃棄物適正処理対策を効果的に推進	9,813	10,000
合 計			228,370	365,666

(ウ) 啓発活動に関する事業【R4(実績): 8,284千円、R5(予算): 10,830千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	R4 実績	R5 予算
⑬環境保全活動支援事業 (P13、33、107)	県民、事業所への廃棄物抑制啓発等 (マイバッグ運動の推進、テレビ等を通じた廃棄物の抑制などの 取組を促す啓発広報、環境月間行事などを実施)	8,284	10,830
合 計		8,284	10,830

(エ) その他の循環型社会の形成に関する事業【R4(実績): 92,952千円、R5(予算): 141,395千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	事 業 効 果	R4 実績	R5 予算
⑩(イ)(ウ)(エ)(オ)地域 廃棄物対策支援事業(撤 去処分・事業系一般廃棄 物削減対策事業・災害廃 棄物処理計画策定事 業・産業廃棄物最終処分 場周辺環境調査事業) (P49、50)	市町等が行う不法投棄廃棄物の撤去 処分事業、事業系一般廃棄物削減対策 事業、災害廃棄物処理計画策定及び産 業廃棄物最終処分場周辺環境調査へ の支援	6市町による撤去処分、 6市町等による事業系一般 廃棄物削減、1市による 災害発生時の適正な廃棄 物処理体制の構築に向け た取組	15,032	21,671
⑭プラスチックごみの海 洋流出防止対策 (P79)	海岸漂着物等対策に係る市町の取組 に対する助成等	海ごみ対策を総合的・効 果的に推進	77,920	119,724
合 計			92,952	141,395

産業廃棄物埋立税を活用した施策

広島県では産業廃棄物の埋立抑制等を図るため、平成 15 年から産業廃棄物埋立税を導入し、県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物 1 トンに対し 1, 0 0 0 円を課税しています。その税収は 3 R の推進、廃棄物の適正処理、啓発活動、その他の循環型社会の形成に関する施策に活用しています。ここでは、その施策の一部を紹介します。

産業廃棄物リサイクル施設の整備

産業廃棄物の埋立抑制やリサイクルに資する施設を新設する事業に補助金の交付を行っています。近年では、国産 A I ロボットによる廃棄物の自動選別を含むリサイクル施設（写真）や、食料品製造工場で発生する食品残さのバイオマス処理施設などが整備されました。



災害廃棄物処理の模擬訓練

ひとたび災害が起ると、家屋の倒壊や浸水などで多くの廃棄物が発生します。人の健康や環境への悪影響、生活再建の妨げとなる災害廃棄物は迅速に処理しなければいけません。実効性の高い初動対応のため、県、市町、関連団体が連携して模擬訓練（写真）を実施しています。



3 機関合同のヘリコプターパトロール

廃棄物の不法投棄の未然防止、早期発見・早期是正を目的に監視や指導を実施しています。令和 4 年 11 月に、行政庁（県・政令市）、広島県警察本部、第六管区海上保安本部が合同で、各機関のヘリコプター 3 機による上空からの監視パトロールを行いました（写真）。



小学校での環境学習の支援

環境負荷の少ない社会を支える人づくりのため、学校や自治会等が実施する環境学習会に、専門知識を有する講師を派遣しています。身近な河川や海域の状況を学ぶ生物調査（写真）や、生物多様性を学ぶことができる植物の観察会などを実施しています。



産業廃棄物埋立税の延長

広島県では、産業廃棄物埋立税を活用した施策の効果等を検証した結果、埋立抑制等の課題や産業廃棄物を取り巻く状況変化などに適切に対応し、産業廃棄物の最終処分量の長期的・安定的な抑制の実現に向けて取組を実施するため、令和 5 年 3 月末までだった課税期間を令和 10 年 3 月末まで 5 年間延長しました。

第2節 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

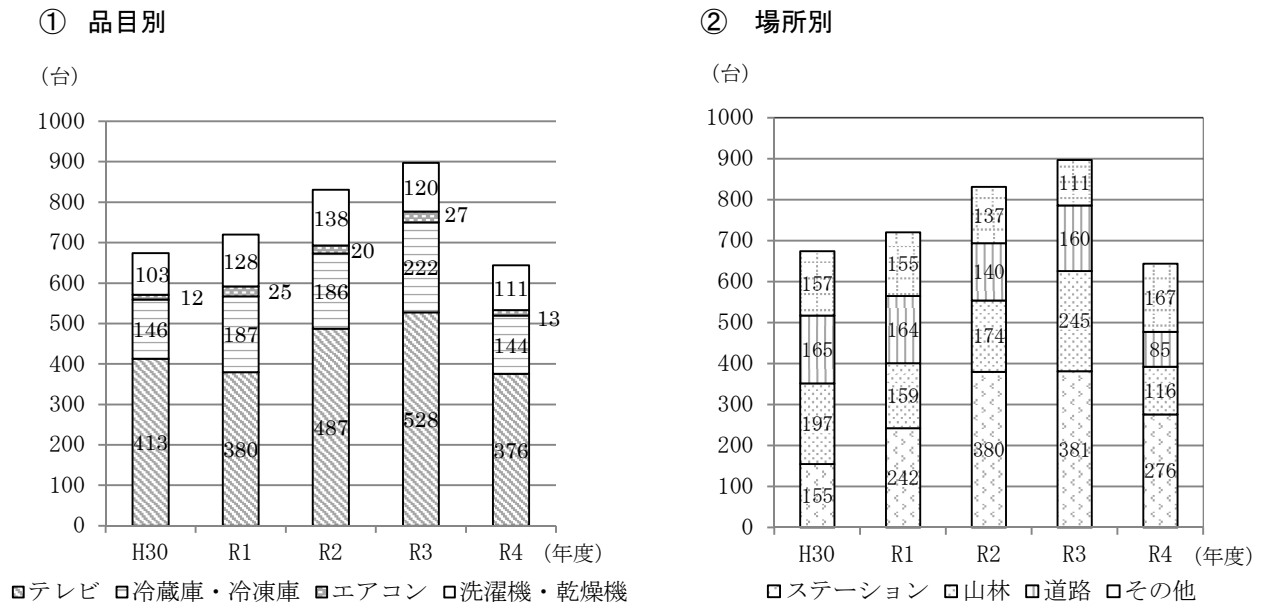
【現状と課題】

(1) 適正処理の状況

廃棄物が適正に処理されるよう、効率的な施設の整備を図るとともに、優良な処理事業者の育成に努める必要があります。

また、廃棄物処理法の規制強化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理費用の増加、各種リサイクル法の施行などにより不法投棄等の不適正処理の増加が懸念されることから、施設への立入検査や不法投棄・不適正処理の防止に積極的に取り組む必要があります。

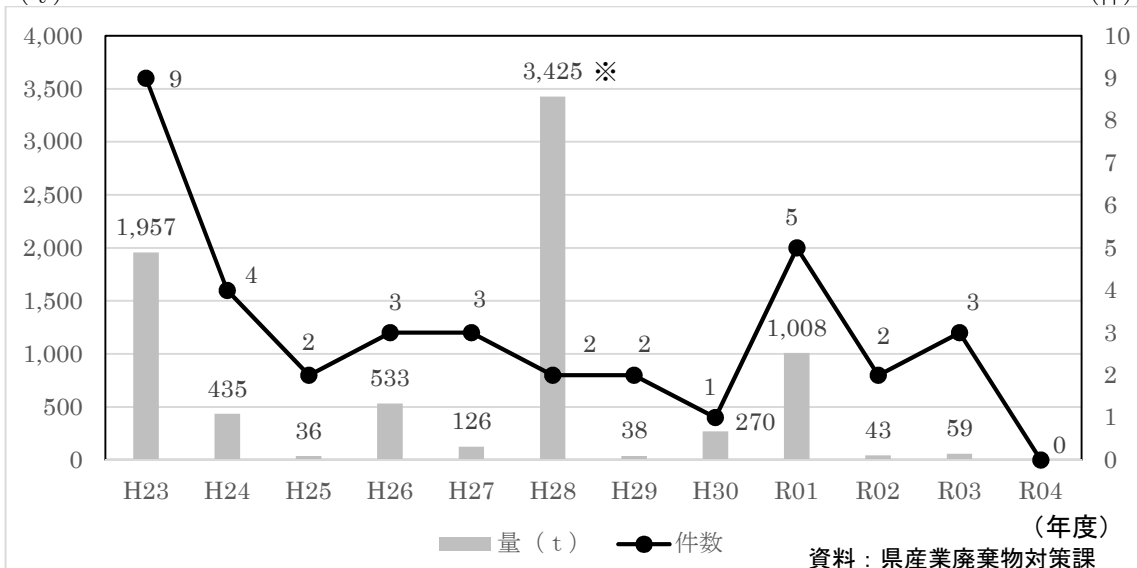
図表 2-2-1 家電リサイクル法対象4品目不法投棄台数



資料：県循環型社会課

資料：県循環型社会課

図表 2-2-2 産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量 10 トン以上の事案）

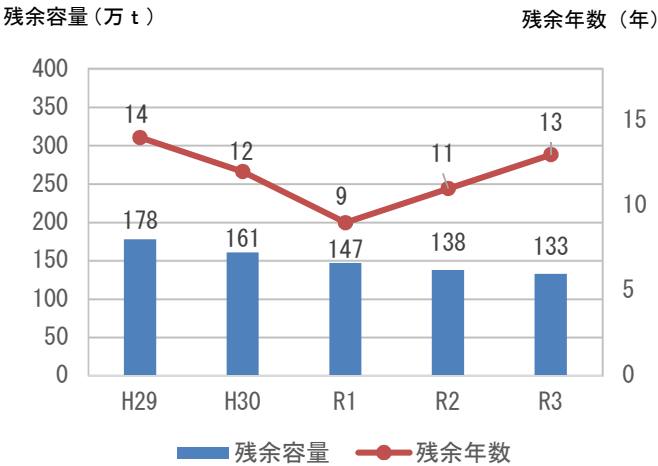


(※) 平成 28 年度は廃棄物量 3,374t の大量投棄が 1 件あったため、大幅に増加した。この事案は、建築物の解体で発生しがれき類を現場で再生利用するため残置したものであるが、現場の状況から勘案し、不法投棄と判断したもの。

（2）最終処分場の状況

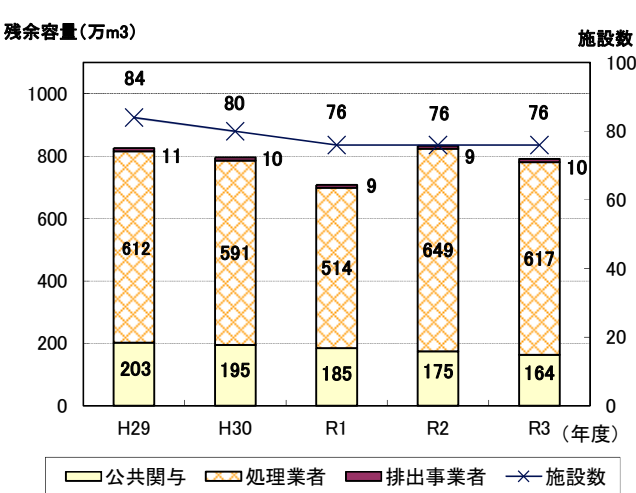
一般廃棄物、産業廃棄物ともに、最終処分場の新規設置は困難な状況にあり、残余容量及び廃棄物の発生量を勘案し、必要に応じて、適正処理のための残余容量の確保策を検討します。

図表 2-2-3 一般廃棄物最終処分場の残余容量及び残余年数



資料：県循環型社会課

図表 2-2-4 産業廃棄物最終処分場の施設数及び残余容量



資料：県産業廃棄物対策課

図表 2-2-5 産業廃棄物最終処分場の設置等状況（令和3年度末現在）

区分	施設数				残余容量 (万 m³)				残余年数
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	
安定型最終処分場 ⁴	4	49	1	54	1	555	2	557	6.8
管理型最終処分場 ⁵	5	15	2	22	9	62	162	233	10.8
計	9	64	3	76	10	617	164	790	7.6

- （注1）表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設。資料：県産業廃棄物対策課
（注2）残余年数は、年度末の残余容量及び当該年度の廃棄物埋立量から算出することとなり、経済活動等により大きく変動する（令和3年度埋立量：安定型82万m³、管理型22万m³）。
（注3）端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

図表 2-2-6 公共関与による埋立処分事業の実施状況（令和4年度末）

名称	埋立面積 (ha)	廃棄物埋立容量 (千 m³)	進捗率 (%)	事業期間	事業主体
箕島地区	32	1,267	92.0	昭和63年10月～	(一財)広島県環境保全公社
出島地区	17	1,900	26.9	平成26年6月～	

（注）箕島地区のうち、安定型処分場（20ha）は、令和4年度末で埋立終了。

資料：県産業廃棄物対策課

4 安定型最終処分場：産業廃棄物の廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリート片等）の最終処分場をいう。
5 管理型最終処分場：産業廃棄物の燃え殻、汚泥、木くず、鉋さい、ばいじん等の最終処分場で、浸出液による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、浸出液処理施設等が設けられている。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R4）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
循環型 社会課	市町における災害廃棄物 初動マニュアルの策定※2	自治 体数	12	23	23 (R3)	—	100.0%	目標どおり 達成
産業廃棄物 対策課	電子マニフェスト普及率	%	51.5 (H30)	61.2	80.0 (R7)	67.8	90.3%	概ね達成
産業廃棄物 対策課	産業廃棄物の不法投棄件 数（投棄量 10 t 以上）	件	2.6	0	2 (R7)	2.4	100%	目標どおり 達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 R3 の達成を目標にしていたが、R3 は未達、R4 に達成した。

R4 以降も、全市町が参加する研修・訓練等を通じて、マニュアルの継続的な見直し支援を実施。

1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理

【取組状況】

(1) 適正処理の推進

ア 監視・指導等 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を促進するため、立入検査等を実施しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】立入検査等を実施。

図表 2-2-7 一般廃棄物処理施設立入件数・指導件数（令和4年度）

区 分	立入件数・指導件数
し尿処理施設	58
ごみ処理施設	108
埋立処分地	36
浄化槽	28,887
計	29,089

資料：県循環型社会課

(2) 将来を見据えた関係市町との連携による廃棄物処理の推進

ア 一般廃棄物処理施設整備の促進 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設について、市町等による計画的な施設整備を支援しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】計画的な施設整備を支援。

図表 2-2-8 一般廃棄物処理施設整備状況

区 分	令和2年度		令和3年度	
	し尿処理施設	ごみ処理施設	し尿処理施設	ごみ処理施設
施設数	28	62	29	61
施設能力	2,148 kl/日	4,570 t/日	2,448 kl/日	4,810 t/日

資料：県循環型社会課

(3) 違法な不用品回収業等への対策

ア 違法な不用品回収業に対する指導の強化 [循環型社会課]

廃棄物の収集運搬に必要な許可を受けていないなど、違法な不用品回収と判断される場合は、回収を止めるよう指導しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】市町との連携による、不用品回収業者への立入検査のほか、市町への技術的支援を実施。

イ 有害使用済機器保管等業者に対する指導 [循環型社会課]

有害使用済機器（本来の用途を終えた家電等）の保管等を行う者に対し、法に基づく届出や、保管等の基準の遵守について指導しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】届出・保管等に係る指導を実施。

（4）災害廃棄物の処理対策の構築

ア 災害発生時における廃棄物処理体制の強化（災害廃棄物処理対策市町等連携事業） [循環型社会課]

大規模災害時の適正・迅速な廃棄物処理のため、県災害廃棄物処理計画に基づき、市町等と連携した実効性の高い災害廃棄物処理体制の強化を図ります。

【令和4年度実績】災害発生時に、各市町において速やかな一次仮置場の開設が可能となるよう、「一次仮置場の設置運営の手引き」に基づいた初動対応や、他県被災自体との意見交換を実施。あわせて、全市町の初動マニュアル整備を目標に、初動マニュアル未策定市町への支援を実施。

【令和5年度内容】引き続き研修及び訓練を実施。あわせて、市町の初動マニュアルについて、適宜必要な見直し支援を実施。

イ 広域的な相互協力体制の整備 [循環型社会課・産業廃棄物対策課]

広範囲な災害に備え、広域的な相互協力体制整備を推進しています。県は、市町による収集、運搬及び処分が困難と認められる場合に、災害廃棄物が迅速かつ円滑に処理されるよう、関係団体4団体と支援協力に関する協定を締結しています（累計4団体）。

【令和4年度実績】協定を締結した関係団体との情報交換等により、協力体制における課題と改善策を検討。国が設置するブロック協議会への参加及び情報収集。

【令和5年度内容】令和4年度取組の継続。

（5）廃棄物適正処理対策の実証実験 [産業廃棄物対策課]

廃棄物適正処理の強化に向けて、デジタル技術を活用した対策の実証実験を行います。

【令和4年度実績】令和3年度に実証した人工衛星画像の解析技術を活用して、不法投棄監視システムを開発。

【令和5年度内容】不法投棄監視システムの本格運用に向けて実証実験を実施。

（6）プラスチックごみの海洋流出防止対策：関連事業（P79）

2 産業廃棄物の適正処理

【取組状況】

(1) 適正処理の推進

ア 監視・指導等 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の事業所並びに処理施設の立入検査を実施しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】排出事業者及び処理業者の立入検査を実施。

図表 2-2-9 事業所立入検査件数（令和4年度）

区 分	立入検査件数	延指導件数
産業廃棄物排出事業者	769	44
産業廃棄物処理業者	480	56
計	1,249	100

資料：県産業廃棄物対策課

イ ダイオキシン類等対策事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類対策を推進するため、排出ガスの行政検査を実施し基準の適合状況を監視しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】排出ガスの行政検査を実施。令和4年度の実績4施設。

ウ PCB⁶廃棄物処理促進事業 [産業廃棄物対策課]

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特別措置法）」に基づき策定したPCB廃棄物処理計画により、適正保管の徹底及び安全で計画的な搬出・処理等を指導しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】PCB廃棄物の保管及び処理の状況を把握するとともに、適正保管及び適正処理を指導。なお、令和4年度届出状況は次表のとおり。

⁶ PCB：ポリ塩化ビフェニル。絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かったため、長期にわたりほとんどの処理が行われないまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

図表 2-2-10 PCB廃棄物保管等届出状況（令和4年3月31日）

種 類 (単位)	保管中	使用中
変圧器（トランス）（台）	800	883
ネオン変圧器（ネオントランス）（台）	—	—
コンデンサー（3kg 以上）（台）	386	159
コンデンサー（3kg 未満）（台）	4,719	3,352
柱上変圧器（柱上トランス）（台）	138	296
蛍光灯用安定器（台）	135	38
水銀灯用安定器（台）	63	27
ナトリウム灯用安定器（台）	—	—
安定器（用途不明）（台）	32	10
その他 PCB を含む油（kg）	38,538	—
変圧器油（トランス油）（kg）	433	—
熱媒体油（kg）	—	—
柱上変圧器油（柱上トランス油）（kg）	—	—
コンデンサー油（kg）	203	—
感圧複写紙（kg）	4,984	—
ウエス（kg）	551	—
計器用変成器（kg）	10	—
サージアブソーバー（kg）	10	—
リアクトル（kg）	1,024	12,716
放電コイル（kg）	1	—
整流器（kg）	3	3,382
その他電気機械器具（台）	323	333
OF ケーブル（kg）	375	—
汚泥（kg）	20,232	—
塗膜（kg）	3,074	152
その他（kg）	1,605,662	3,730,666
届出事業所数	869	—

（注）容量で報告されたものは重量に換算

資料：県産業廃棄物対策課

エ 廃棄物排出事業者責任強化対策事業 [産業廃棄物対策課]

平成 20 年度から排出事業者にマニフェスト⁷交付状況報告が義務化されるなど排出事業者責任が強化されたことから、廃棄物処理法に関する知識の向上を図るため排出事業者講習会を開催し、排出事業者責任の徹底を指導しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】排出事業者にマニフェスト交付状況報告書の提出を周知し、法規制等に係る講習会を開催。排出事業者指導員を配置し、排出事業者責任の徹底を指導。

オ 優良な産業廃棄物処理業者の育成（産業廃棄物処理情報管理推進事業） [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物処理業者等における電子マニフェストの導入や、優良認定の取得や社会貢献の活動を支援し、優良な処理業者の育成、業界の健全な発展を促進しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】（一社）広島県資源循環協会に対して、産業廃棄物処理業者等の電子マニフェストの導入、優良認定の取得及び社会貢献の活動を支援。産業廃棄物処理業者に対して、優良認定の制度周知及び取得推進を実施。

7 マニフェスト（産業廃棄物管理票）：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。

図表 2-2-11 補助事業の概要

実施主体	(一社) 広島県資源循環協会		
事業名	電子マニフェスト導入事業	優良業者支援事業	社会貢献事業
事業内容	電子マニフェストに関する情報提供等の協会の取組を支援	優良認定を取得するための協会の取組を支援	不法投棄された廃棄物の撤去等地域社会へ貢献し県民理解を深める協会の取組を支援
補助率	1/2		
補助金額	2,615 千円		

カ 電子マニフェスト加入促進事業 [産業廃棄物対策課]

電子マニフェスト活用講習会の開催等を通じ、排出事業者、処理事業者の双方において制度への加入を促し、廃棄物トレーサビリティの強化を図っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】県内事業者向けに活用講習会及び訪問提案を実施。

(2) 処理施設の確保

ア 公共関与処分場による廃棄物適正処理事業 [産業廃棄物対策課]

【令和4年度実績】箕島処分場及び出島処分場において、廃棄物の受入を実施。箕島安定型処分場は、令和4年度末で埋立終了。

【令和5年度内容】公共関与処分場の運営主体である(一財)広島県環境保全公社と連携して適正な管理・運営を実施。箕島安定型処分場は、施設を広島県に返還し、広島県において処分場の廃止手続きが完了するまで維持管理を実施。

3 廃棄物不法投棄防止対策

【取組状況】

(1) 不法投棄防止に向けた啓発、監視の強化

ア 監視・パトロール(不法投棄監視体制強化事業) [産業廃棄物対策課]

「不法投棄 110番⁸」による情報収集、車両、ヘリコプター船舶及びドローンを使用した監視パトロールを実施し、早期発見・早期是正に努めています。また、産業廃棄物運搬車両検査を実施し、運搬先及び運搬先業者の許可状況等を確認し、不法投棄を防止しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】不法投棄監視パトロールや産業廃棄物収集運搬車両検査を実施。令和4年度実施件数は次表のとおり。

図表 2-2-12 実施件数(令和4年度)

項目	実施回数(実施件数)
車両によるパトロール	10 (47)
ヘリコプターによるパトロール	4 (27)
船舶によるパトロール	4 (9)
産業廃棄物運搬車両検査	10 (95)

資料：県産業廃棄物対策課

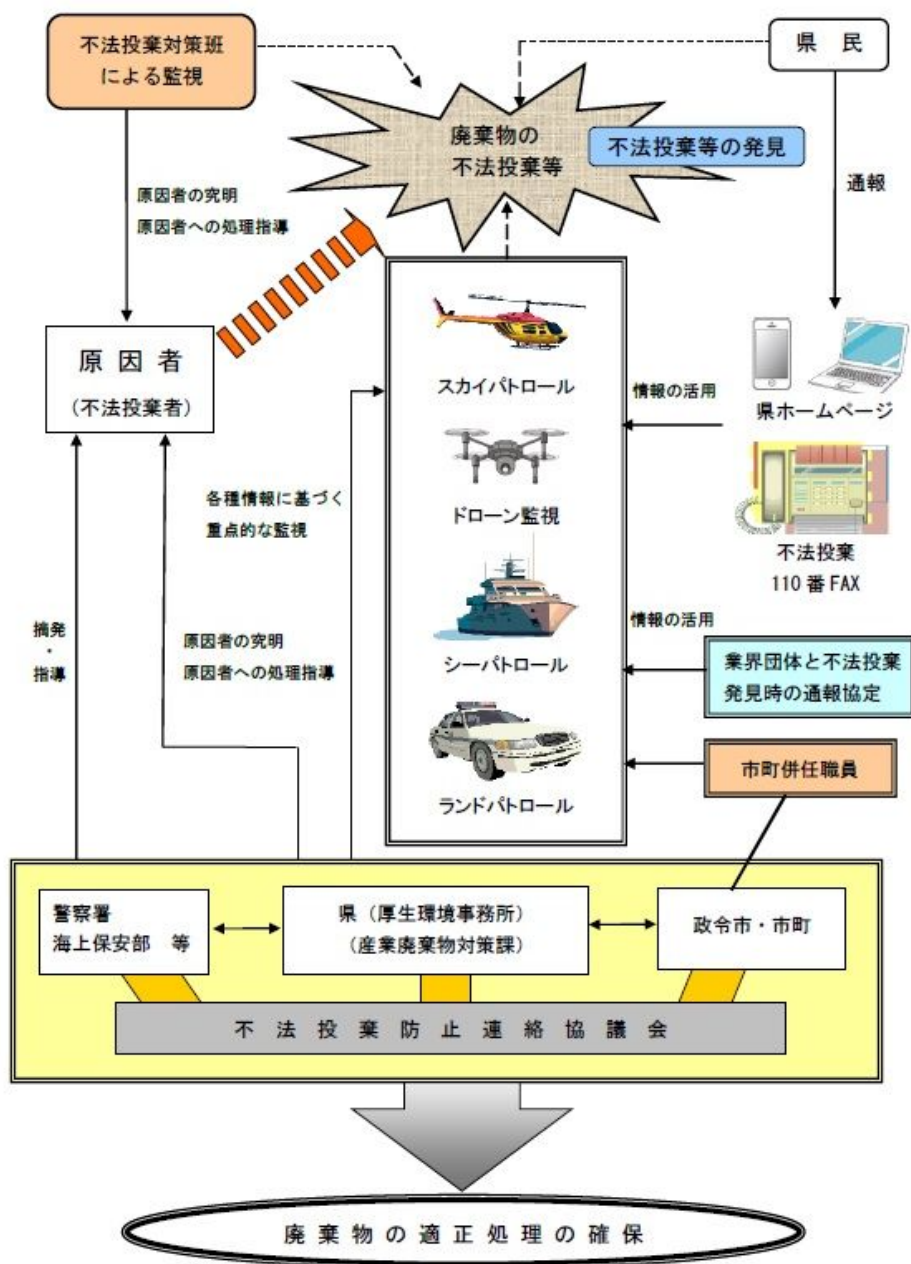
8 不法投棄110番：広く県民から不法投棄に関する情報を収集し、不法投棄の早期解決を図るため、県産業廃棄物対策課内に設置された専用ファクシミリ及び県ホームページ通報入力フォームのこと。(FAX：082-211-5374)

イ 不法投棄対策班の活動（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

現職警察官、警察官OB及び県職員で構成する不法投棄対策班により、不適正処理の監視、是正等の指導を行い、早期発見・早期是正による事案の拡大防止を図っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】不法投棄 110 番、関係機関の要請等を受けて、不法投棄等の不適正処理に対して早期対応を実施。令和4年度は延べ419回出動。

図表 2-2-13 廃棄物不法投棄対策等実施体系図



ウ 市町職員の併任制度（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

市町職員が産業廃棄物の立入検査を行うため、県職員として併任する制度を導入し、不法投棄等の監視体制を強化しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】7市6町の市町併任職員による産業廃棄物事案等の立入検査を実施。令和4年度は72件の立入検査実績。

エ 地区不法投棄防止連絡協議会の設置（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

厚生環境事務所・支所の管轄区域毎に、厚生環境事務所・支所、市町、警察及び海上保安部などで構成する地区不法投棄防止連絡協議会を設置し、不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】協議会を開催し関係機関と不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施。令和4年度は6地区で開催。

オ 業界団体との不法投棄通報協定の締結 [産業廃棄物対策課]

不法投棄の早期発見、早期対応を図るため、業界団体と不法投棄通報協定を締結し、不法投棄等の監視体制を強化しています。

【令和4年度実績】協定を締結した広島県資源循環協会、建設業団体等の5団体に対して、不法投棄の早期発見、早期通報等を依頼。

【令和5年度内容】他の団体との協定締結を進め、不法投棄の監視体制を強化。

（2）市町の不法投棄防止対策に対する支援**ア 地域廃棄物対策支援事業** [循環型社会課]

市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援し、不法投棄の未然防止及び早期発見・早期是正を図っています。

（ア） 不法投棄防止対策事業

項 目	内 容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄監視事業 住民団体・民間警備会社への監視パトロール委託、監視カメラ、防止ネット・防止柵等 ② 不法投棄防止に関する普及啓発事業 不法投棄防止パンフレット・看板、講習会、広報活動、不法投棄防止大会及び住民参加による不法投棄廃棄物の作業委託等 ③ その他関連事業 不法投棄を防ぐための環境整備事業等
補 助 率	2/3 以内
補助限度額	45,000 千円～15,000 千円/市町

【令和4年度実績】

実施市町数	主な事業内容					補助金 交付額
	監視 パトロール	監視 カメラ等	防止ネット、 防止柵等	パンフレット、 看板等	廃棄物等の回収 処理(住民参加)	
22 市町 1 組合	16 市町	5 市町	5 市	18 市町 1 組合	12 市町	80,656 千円

【令和5年度内容】市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援。

（イ） 不法投棄廃棄物等の撤去処分事業

項 目	内 容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄廃棄物撤去処分事業 不法投棄された廃棄物の撤去・処分等（撤去後、当該地において不法投棄の未然防止対策を行うものに限る。） ② 廃棄物類似処理困難物撤去処分事業 廃屋など、廃棄物に類似するものの解体・撤去・処分等（市町のまちづくりに関する計画により対策が必要なものに限る。）
補 助 率	1/2 以内

【令和4年度実績】

実施市町数	事業内容		補助金交付額
	不法投棄廃棄物撤去処分事業	廃棄物類似処理困難物撤去処分事業	
6市町	6市町	—	1,974千円

【令和5年度内容】市町等が実施する不法投棄廃棄物等の撤去処分事業を支援。

(ウ) 事業系一般廃棄物削減対策事業

項 目	内 容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 実態把握事業 事業系一般廃棄物の展開検査（組成分析）、排出事業者の意識調査、排出実態調査等 ② 分別促進事業 排出事業者への分別・リサイクル・排出抑制等に係る情報提供、分別・リサイクル・適正排出等のガイドライン作成等 ③ 事業者との協働事業 食べきり店の募集・登録、広報、事業者等と連携した食品ロスの削減対策等
補 助 率	1/2 以内

【令和4年度実績】

実施市町数	事業内容			補助金交付額
	実態把握事業	分別促進事業	事業者との協働事業	
5市町1組合	3市1組合	1町	2市町1組合	13,034千円

【令和5年度内容】市町等が実施する事業系一般廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクル・適正処理を支援。

(エ) 災害廃棄物処理計画策定事業

項 目	内 容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	災害廃棄物処理計画の策定及び推進を図ることを目的に実施する事業
補 助 率	1/2 以内

【令和4年度実績】

実施市町数	補助金交付額
1市	24千円

【令和5年度内容】市町等が実施する災害廃棄物処理計画の策定及び推進を図ることを目的に実施する事業を支援。

(オ) 産業廃棄物最終処分場周辺環境調査支援事業

項 目	内 容
実施主体	市町
対象事業	産業廃棄物最終処分場及びその周辺地域での環境調査
補 助 率	1/2 以内

【令和5年度内容】市町が地元住民からの要望に基づき、又は、地元住民の安全・安心確保を目的に実施する産業廃棄物最終処分場及びその周辺地域での環境調査を支援。

調べて適切に処分！ 低濃度 PCB 廃棄物

PCB は電気機器の絶縁油等として広く使われてきましたが、有害であることが判明したため、昭和 47 年に製造や新たな使用は禁止されました。

〔 PCB は、昭和 43 年に発生したカネミ油症事件でその毒性が社会問題化され、PCB 特措法で定められた期限までに処理することが義務付けられています。 〕

低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は令和 9 年(2027 年) 3 月末まで！

※高濃度 PCB の処分期間は令和 3 年 3 月末で終了しました。万一発見された場合は、至急所管の行政機関へご連絡ください。

■ その電気機器に **PCB** は含まれていませんか？

PCB 汚染の可能性がある電気機器には、自家用電気工作物の変圧器や、電力用コンデンサー等の他に、電気溶接機、X 線照射装置、昇降機、分電盤、モーターなどに付属又は内蔵する低圧コンデンサーがあります。

絶縁油が PCB に汚染されている可能性がある自家用電気工作物



変圧器



電力用コンデンサー



開閉器



遮断器



計器用変成器



リアクトル

絶縁油が PCB に汚染されている可能性がある非自家用電気工作物(低圧コンデンサー)



X線発生装置



X線検査装置



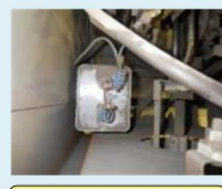
電気溶接機



電気溶接機



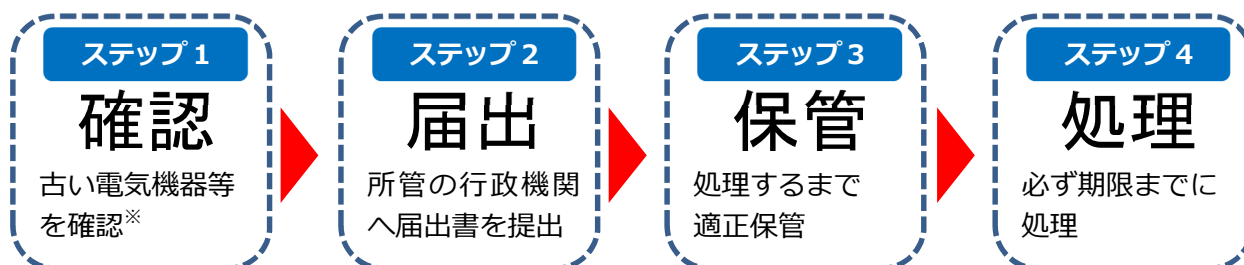
単相モーターに取り付けられた低圧コンデンサー



電気溶接機の内部に取り付けられた低圧コンデンサー

出典：低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き（環境省・経済産業省）

■ **PCB** は手順に沿って計画的な処理を！



※確認を行う場合は、電気主任技術者等の専門の方にご相談ください。

※PCB 廃棄物は所管の県厚生環境事務所(事業所が広島市・呉市・福山市にある場合は、各市役所)への届出が必要です。

まずはお手持ちの古い電気機器をご確認ください！



広島県環境県民局産業廃棄物対策課適正処理グループ
TEL : 082-513-2963



環境省 HP
低濃度 PCB 廃棄物
早期処理情報サイト

第3章 地域環境の保全

第1節 良好な大気環境の確保

1 大気質の保全

【現状と課題】

大気汚染は、工場・事業場から排出されるばい煙や自動車排出ガスなどによって引き起こされます。

高度経済成長期には、大気汚染が急速に進行しましたが、近年、工場・事業場や自動車排出ガスへの対策が進み、全般的に改善されてきました。

環境基準の達成状況を測定項目別に見ると、令和4年度は二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、すべての測定局で環境基準を達成しました。また、平成21年度に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM_{2.5}）についても、3年連続で、すべての測定局で環境基準を達成しました。

一方、光化学オキシダントは、すべての測定局で環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダントの環境基準は、昼間（5～20時）の1時間値で評価しており、1年のうちに1時間でも基準値を超えてしまうと達成しません。なお、令和4年度の昼間の時間において、1時間値が環境基準値以下となった割合は、約93%でした。

図表 3-1-1 大気汚染物質の環境基準達成率（%）

項目／年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
二酸化硫黄及び一酸化炭素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
二酸化窒素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
光化学オキシダント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【参考】（ ）内は、1時間値における環境基準値以下の割合	(91)	(92)	(91)	(90)	(89)	(92)	(92)	(93)	(94)	(93)
微小粒子状物質(PM _{2.5})	9	24	38	71	71	83	96	100	100	100

（注）環境基準達成率：環境基準達成測定局数／測定局数×100%

資料：県環境保全課

微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、平成25年1月の中国の深刻な大気汚染の影響により、県内でも濃度が上昇し、大きな関心が寄せられました。本県では、国が定めた注意喚起の基準を超過した場合には、高濃度予報を発表し県民への注意喚起を行うこととしていますが、これまでに高濃度予報を発表したことはありません。

その他には、黄砂や酸性雨の問題があります。

黄砂とは、中国内陸部の乾燥・半乾燥地域で強風により吹き上げられた多量の砂塵が上空の偏西風に運ばれて日本に飛来し降下する現象です。近年、飛来が大規模化しており、過放牧や耕地の拡大等の人為的な要因等の影響が指摘されています。

本県でも、黄砂の影響により、浮遊粒子状物質や微小粒子状物質（PM_{2.5}）の濃度が上昇する日が、例年観測されています（令和4年度黄砂観測日数：0日）。

1 環境基準：環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、国が定める環境の基準。大気汚染にかかるものは、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の11物質について定められている。（基準値は、「広島県環境データ集」を参照）

2 微小粒子状物質（PM_{2.5}）：大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が2.5μm（1μm（マイクロメートル）は1mmの千分の1）以下のものをいう。PM_{2.5}は非常に小さい（髪の毛の太さの1/30程度）ため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されている。

3 光化学オキシダント：工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や炭化水素類（HC）を中心とする一次汚染物質から太陽光線による光化学反応により二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている。光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、高濃度では目やのどの刺激や呼吸器へ影響を及ぼし、植物などへも影響を与える。

酸性雨は、硫黄酸化物や窒素酸化物の酸性物質が、雨などに溶け込んで通常より強い酸性を示す現象で、生態系や建造物への悪影響を及ぼします。国外（中国大陸）からの影響も指摘されています。

本県における降水pH⁴（年平均値）は、ほぼ横ばいで推移していますが、全国と同様にpH4～5の雨が観測されています。

図表 3-1-2 降水pH（年平均値）

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
広島市	4.7	4.4	4.7	4.6	4.5	4.7	4.6	4.7	4.9	5.0
呉市	4.8	4.6	4.7	5.0	5.0	5.1	4.7	4.9	4.9	4.8
福山市	5.1	5.6	5.0	5.1	5.0	5.2	4.8	5.3	－	－
三次市	5.2	5.0	5.0	5.1	5.1	5.3	5.3	5.9	5.5	5.3

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R4）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境保全課	環境基準達成率： 二酸化硫黄	%	100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： 一酸化炭素		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： 二酸化窒素		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： 浮遊粒子状物質		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： ベンゼン		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： ジクロロメタン		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（１）効果的・効率的な監視・情報提供体制の整備

ア 大気汚染の常時監視等 [環境保全課]

11市3町に設置した37局の大気測定局と中央監視局で構成する常時監視システムにより、県内の大気汚染状況を常時監視するとともに、大気汚染による人の健康被害等を未然に防止するため、緊急時に工場等にはばい煙等の排出削減を要請する措置や、県民への周知及び大気汚染予報等の対策を実施しています。また、主要発生源の企業8社9工場に発生源測定局を設置し、硫黄酸化物、窒素酸化物の排出状況を監視しています。

4 pH：酸性かアルカリ性かの程度を0から14までの数値で表したもので、水素イオン濃度を表す単位。7が中性、数が小さいほど酸性が強く、数が多いほどアルカリ性が強いことを示す。何も溶けていない水のpHは7.0で中性であるが、大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合のpHが5.6であるため、酸性雨はpH5.6以下となる。

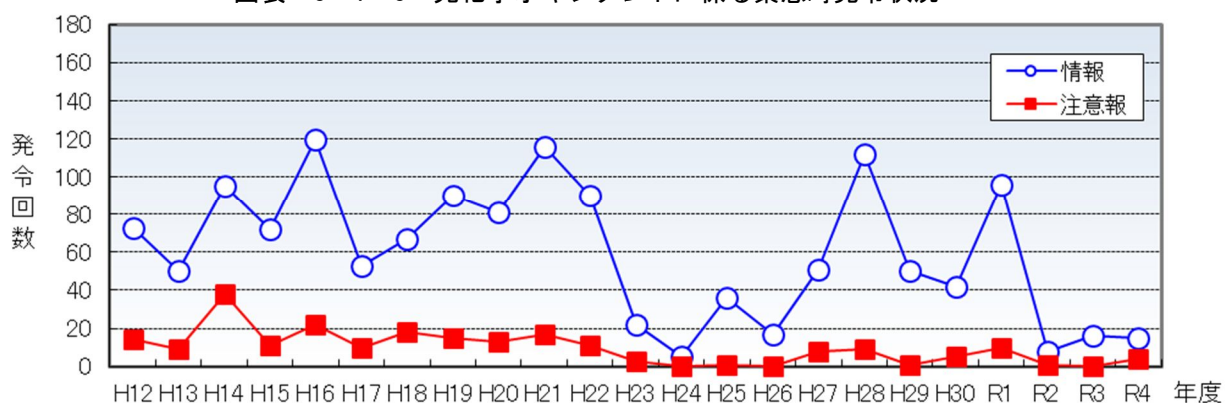
【令和4年度実績】常時監視システムにより大気汚染状況を監視し、緊急時のばい煙の排出削減要請措置や県民への周知等を実施。

光化学オキシダントに係る緊急時発令については、情報を15回発令（注意報は4回発令）。毎時データや発令情報はホームページ、モバイルサイトに掲載し、迅速に情報提供。

微小粒子状物質（PM2.5）については、県内25局で監視。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

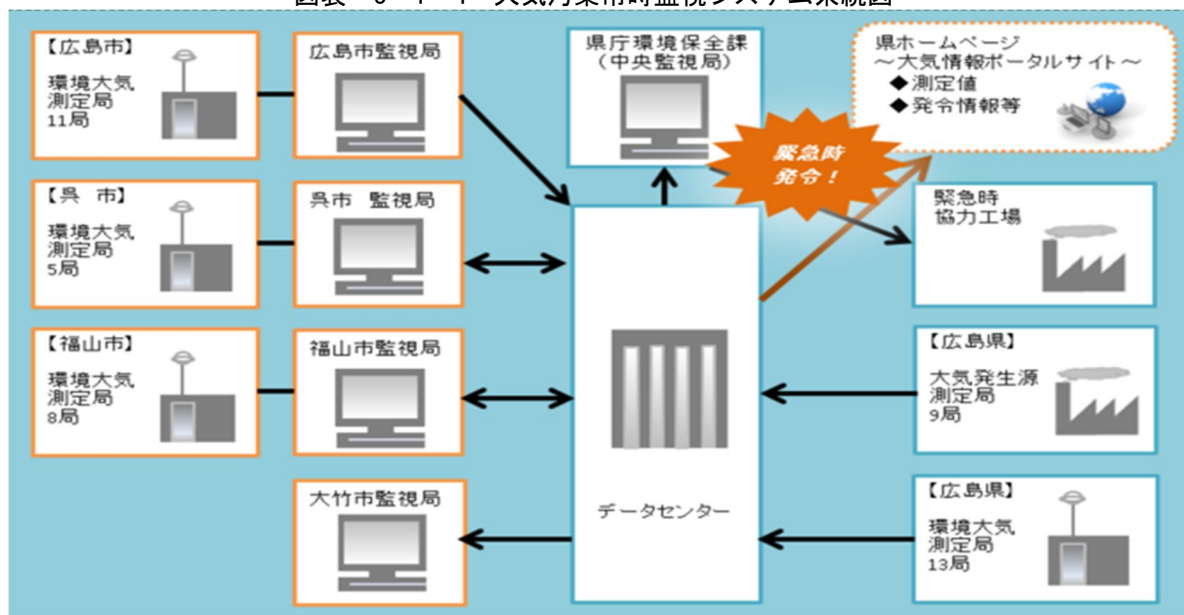
【令和5年度内容】引き続き、常時監視システムにより大気汚染状況を常時監視し、緊急時の措置や県民への迅速な周知等を実施。

図表 3-1-3 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況



資料：県環境保全課

図表 3-1-4 大気汚染常時監視システム系統図



資料：県環境保全課

イ 酸性雨モニタリング調査 [環境保全課]

地域環境への酸性物質の蓄積動向に着目し、降雨のモニタリングを継続して実施するとともに、県内の調査結果を踏まえて影響を監視します。《調査結果は、「図表 3-1-2 降水pH（年平均値）」参照》

【令和4年度実績・令和5年度内容】三次市で酸性雨モニタリング調査を実施。

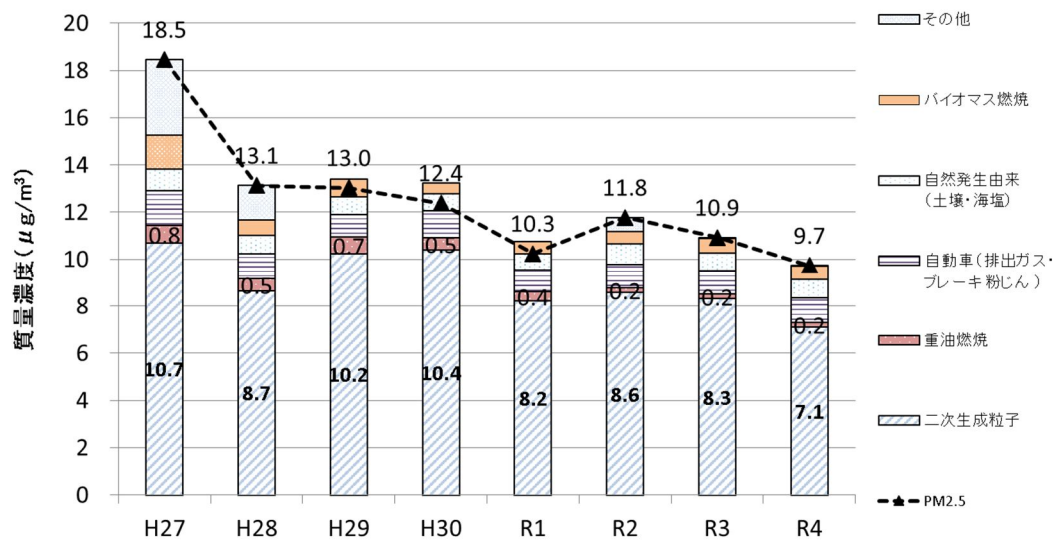
ウ 微小粒子状物質（PM2.5）成分分析〔環境保全課〕

本県では、定期的に微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析を実施し、得られた成分データ（年平均値）から発生源の寄与濃度を推定しています。

本県におけるPM2.5濃度は平成27年度以降、減少傾向にあります。これは、大陸からの越境汚染の影響が減少したためと考えられます。また、二次生成粒子⁵や産業活動に起因する重油燃焼由来の寄与濃度は減少し、自動車由来や自然発生由来の寄与濃度は、ほぼ横ばいで推移しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】PM2.5の成分分析を県内1地点（大竹市）において年4回実施し、発生源寄与濃度を推定。

図表 3-1-5 広島県（大竹市）における発生源寄与濃度の推定



資料：保健環境センター

(2) 固定発生源対策の推進

ア 排出規制の実施〔環境保全課〕

工場・事業場からのばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）及び粉じん等について、大気汚染防止法及び生活環境保全条例による規制を実施しています。また、大気汚染事故が発生した場合には、「広島県危機対策運営要領（大気汚染事故）」（平成21年度策定）に基づき、関係機関と連携して速やかな対応を実施します。

【令和4年度実績・令和5年度内容】大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、立入指導を実施。令和4年度は、全工場(3,188工場)のうち、936工場に立入検査を実施し、191工場に対し、行政指導を実施。《立入検査状況は、「広島県環境データ集」参照》

⁵ 二次生成粒子：大気中のガス成分が光化学反応により粒子化したもの。

イ 揮発性有機化合物（VOC⁶）の排出抑制 [環境保全課]

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染の防止を目的として、原因物質の一つであるVOCの排出量を削減するため、工場の立入検査を実施し、平成22年4月から排出基準が適用された既存施設について引き続き指導を強化しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】排出基準適用施設に対し、排出濃度検査等を実施するとともに、必要に応じて改善等を指導。また、基準適用外施設に対してもガイドライン等を活用し、自主的な取組を支援。令和4年度は17工場の立入調査を実施。

ウ 水銀の排出抑制 [環境保全課]

環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという水俣条約の趣旨に沿って、水銀の大気排出量をできるだけ抑制することを目的に平成27年6月に「大気汚染防止法」の一部が改正（平成30年4月施行）され、同法の排出基準が適用された施設について排出抑制指導を実施しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】大気汚染防止法に基づき、立入指導を実施。令和4年度は、全工場(73工場)のうち、延べ28工場に立入検査を実施。

エ 有害大気汚染物質のモニタリング [環境保全課]

大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に曝露された場合に、発ガン性など健康への影響が懸念される有害大気汚染物質による大気汚染状況を把握するため、ベンゼン等の環境基準設定物質を含む21の優先取組物質について月1回のモニタリングを実施しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】県内16か所でモニタリングを実施。令和4年度は、環境基準値又は国の指針値がある項目について基準値等を超過するものはなし。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

(3) 「自動車使用合理化計画⁷」策定・公表制度の運用（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3「(1)『自動車使用合理化計画』策定・公表制度の運用」(P9)

(4) 低炭素型交通体系の推進（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3「(2)低炭素型交通体系の推進」(P9)

(5) 低公害車等の導入拡大（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3「(4)低公害車等の導入拡大」(P11)

(6) エコドライブ⁸等の普及（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3「(5)エコドライブ等の普及」(P11)

(7) 県自らの低公害車の率先導入（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3「(6)県自らの低公害車の率先導入」(P11)

6 VOC: Volatile Organic Compounds の略称で、常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化学物質の総称。

7 自動車使用合理化: 自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。

8 エコドライブ: 二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐停車時に原動機を停止する(アイドリング・ストップ)、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えめにするなどが挙げられる。

2 騒音・振動、悪臭の防止

【現状と課題】

(1) 騒音

近年の騒音公害は、都市化の進展や生活様式の多様化に伴い、深夜営業や日常の家庭生活に起因する近隣騒音が問題となっています。

騒音の環境基準は、住民の生活環境を保全する観点から、都市計画法に基づく用途地域の指定状況等の土地の利用形態、時間区分及び発生源（航空機及び新幹線鉄道等）に応じて指定されています。

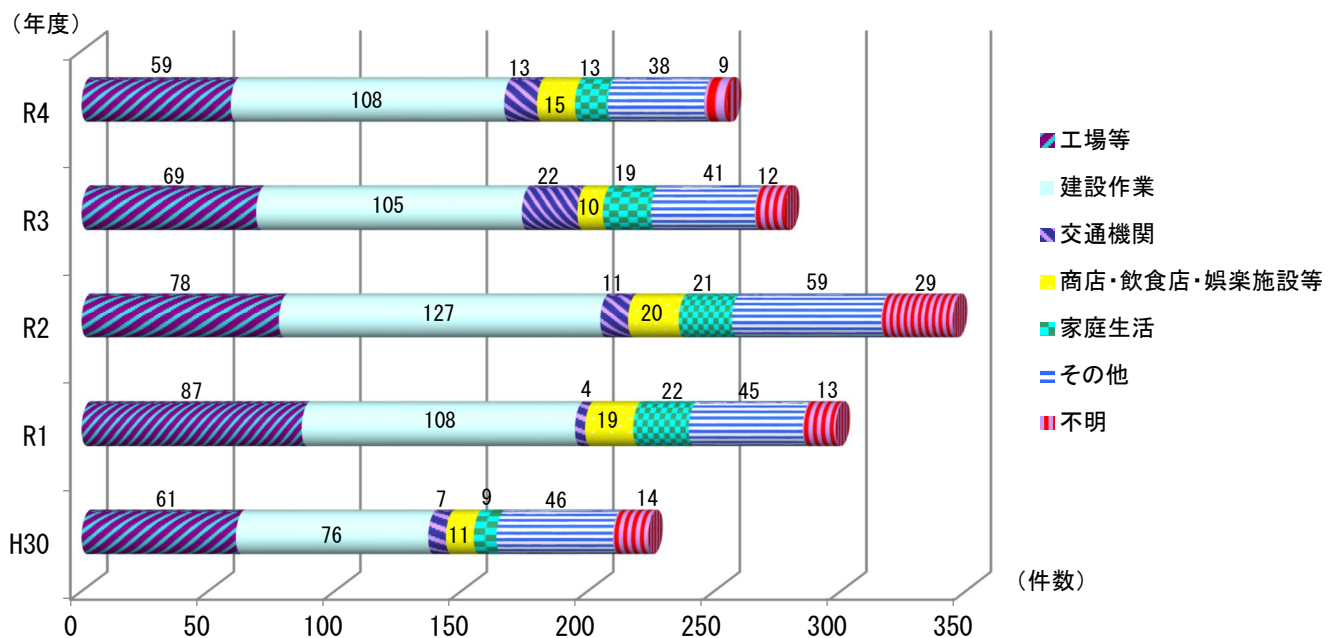
道路の沿線における自動車騒音の環境基準達成率は、一定の地域における騒音レベルが基準値を超過する戸数及び割合を把握する「面による評価」（面的評価）で見ると、経年的には横ばいの状況となっています。

航空機騒音については、広島空港周辺で、環境基準を達成しています（広島西飛行場周辺は廃港に伴い平成24年11月15日付けで環境基準の類型指定を解除）。

新幹線鉄道騒音の環境基準達成率については、低い状況にあります。

また、近年、人の耳では聞きとれない低周波音（空気振動）⁹による問題も生じています。

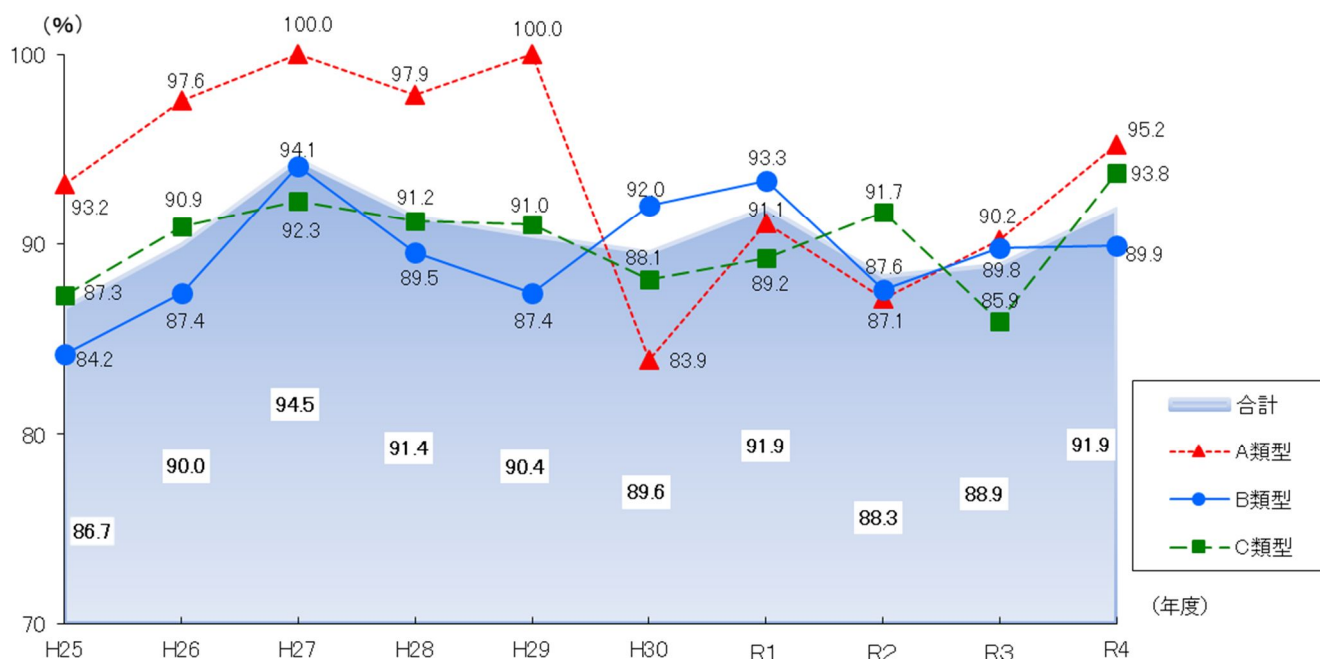
図表 3-1-6 騒音に係る当年度発生苦情件数の推移



資料：県環境保全課

⁹ 低周波音（空気振動）：人の耳には聞こえない20Hz以下の超低周波音と、20～100Hz程度の周波数範囲の音を合わせて、低周波音（空気振動）と通称される。人の聴覚感覚が鈍くなる周波数範囲の音である。建具や窓、障子などが振動して音を発生し、騒音・振動公害の一因として昭和40年代から問題化した。

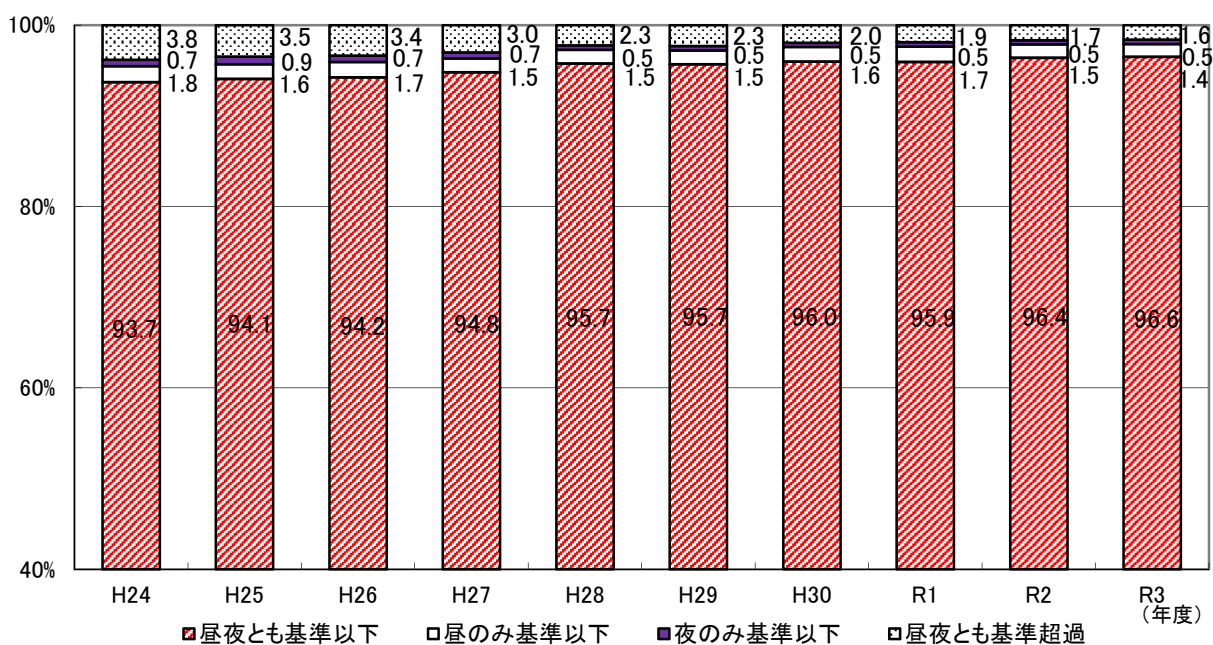
図表 3-1-7 一般地域における騒音の環境基準達成率



- A 類型…騒音規制地域のうち、第1種区域及び第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域
 B 類型…騒音規制地域のうち、第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除く。）に属する地域
 C 類型…騒音規制地域のうち、第3種区域及び第4種区域に属する地域

資料：県環境保全課

図表 3-1-8 自動車騒音の面的評価による環境基準達成率

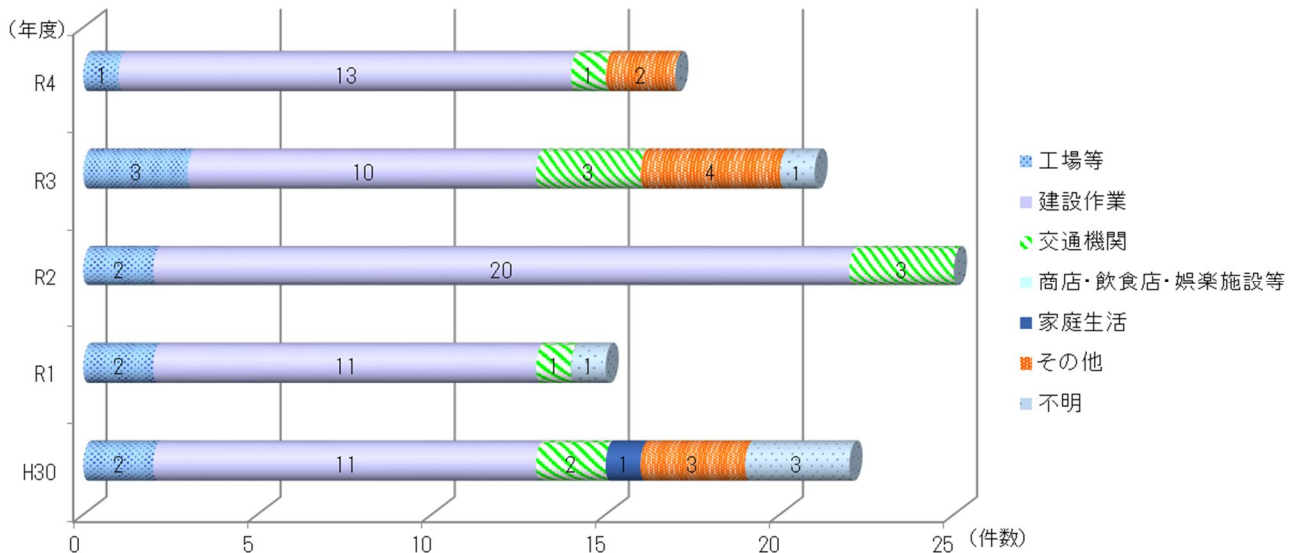


資料：県環境保全課

(2) 振動

振動公害は、工場、建設作業、交通機関等による人為的な地盤振動が原因で、建物を振動させて、物的又は感覚的被害を与えます。

図表 3-1-9 振動に係る当年度発生苦情件数の推移



資料：県環境保全課

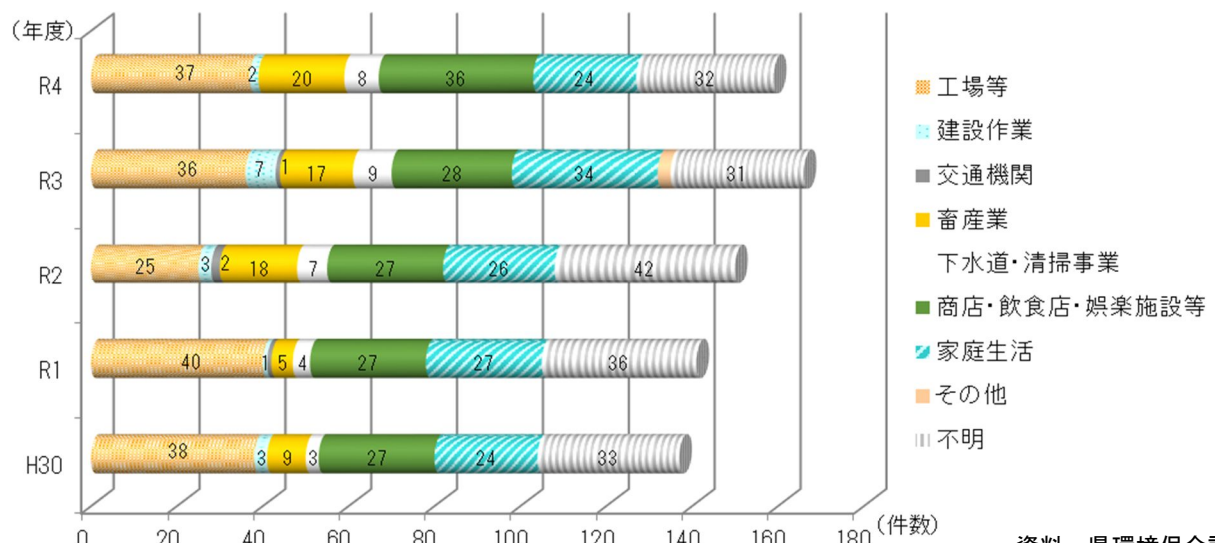
(3) 地盤の沈下

地盤沈下は、主として軟弱地盤において地下水を過剰に採取することによって生じるもので、一旦沈下を生じると、ほとんど回復することが不可能であるという特徴があります。現在、広島県において、地盤沈下が認められる地域はありません。

(4) 悪臭

悪臭の発生源は、製造業、塗装業、畜産業、下水・清掃事業、浄化槽など多種多様あり、様々な臭気物質が複合して生じるものであることから、臭気指数¹⁰に基づく規制の導入が効果的です。

図表 3-1-10 悪臭に係る当年度発生苦情件数の推移



資料：県環境保全課

10 臭気指数：においそのものを人の嗅覚により測定する方法。採取した空気を無臭空気希釈して実際に人がにおいを嗅ぎ、においのなくなったときの希釈倍率から算出する。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R4）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	環境基準達成率：一般地域における騒音	%	91.9	91.9	環境基準の達成率の向上を図る （R7）	91.9	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：道路に面する地域における騒音		84.6	93.0		84.6	109.9%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：航空機騒音		100	100	100 （R7）	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：新幹線鉄道騒音		50	54.5	環境基準の達成率の向上を図る （R7）	50	109.0%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（１）騒音・振動の防止

ア 自動車騒音・道路交通振動対策

（ア）自動車騒音及び道路交通振動の実態把握 【環境保全課】

個々の自動車から発生する騒音は、「騒音規制法」による規制が行われており、規制は段階的に強化されてきました。自動車騒音の測定は環境基準の指定地域内において、道路交通振動の測定は県内主要道路の沿線において、県や市町が測定を実施しています。

測定の結果、指定地域内における自動車騒音や道路交通振動が環境省で定める限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、市町長は、騒音について県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を要請したり、道路管理者等に意見を述べます。（令和4年度実績なし）

《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和4年度実績・令和5年度内容】自動車騒音の測定及び面的評価を実施。

イ 工場・事業場の騒音・振動対策

（ア）工場・事業場等に対する規制の実施 【環境保全課】

a 騒音規制

「騒音規制法」及び「生活環境保全条例」により、指定地域内における特定の工場・事業場、特定の建設作業及び音響機器の騒音規制を実施するとともに、県内全域における深夜騒音、拡声放送等の規制を行っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】21市町で規制地域を指定しており、県は、市町に対し、技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。《規制状況、届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

b 振動規制

「振動規制法」により、指定地域内における特定の工場・事業場、特定の建設作業の振動規制を実施しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】19市町で規制地域を指定しており、県は、市町に対し、技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。《規制状況、届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

(イ) 環境騒音の実態把握 [環境保全課]

【令和4年度実績・令和5年度内容】市町が一般地域や道路に面する地域の環境騒音の実態を把握し、県は市町に対し技術的な支援を実施。《類型指定状況、環境基準達成状況は、「広島県環境データ集」参照》

ウ その他の騒音発生源対策等

(ア) 航空機騒音の常時・短期測定 [環境保全課、空港振興課]

広島空港周辺において、航空機騒音に係る環境基準の類型を指定しています。環境基準の達成状況等を把握するため、常時及び短期騒音測定を実施しています。《類型指定状況、測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和4年度実績・令和5年度内容】常時5地点、短期20地点で騒音測定を実施。

(イ) 新幹線騒音対策 [環境保全課]

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を指定しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】環境基準の達成状況等を把握するため、沿線において市町が測定を実施し、県は市町に対し技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。《類型指定状況、測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

(2) 悪臭の防止

ア 悪臭規制地域の指定 [環境保全課]

「悪臭防止法」により、指定地域内における全工場・事業場に対し、特定の悪臭物質濃度又は臭気指数による規制を実施しています。また、「生活環境保全条例」により、県内全域における特定の事業場に対し、規制を行っています。地域の指定は、住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域等について行っています。《規制地域及び規制基準は、「広島県環境データ集」参照》

【令和4年度実績・令和5年度内容】市町への臭気指数規制の導入を推進。

イ 工場・事業場に対する悪臭規制の実施 [環境保全課]

【令和4年度実績・令和5年度内容】「悪臭防止法」及び「生活環境保全条例」による規制事務を行う市町において、工場・事業場に対して立入検査及び悪臭の測定を実施。《届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

第2節 健全な水環境の保全・管理

【現状と課題】

(1) 公共用水域¹¹の環境基準達成状況

ア 健康項目

人の健康の保護に関する項目（カドミウムなど27項目）については、測定した146の全地点で環境基準を達成しています。

イ 生活環境項目

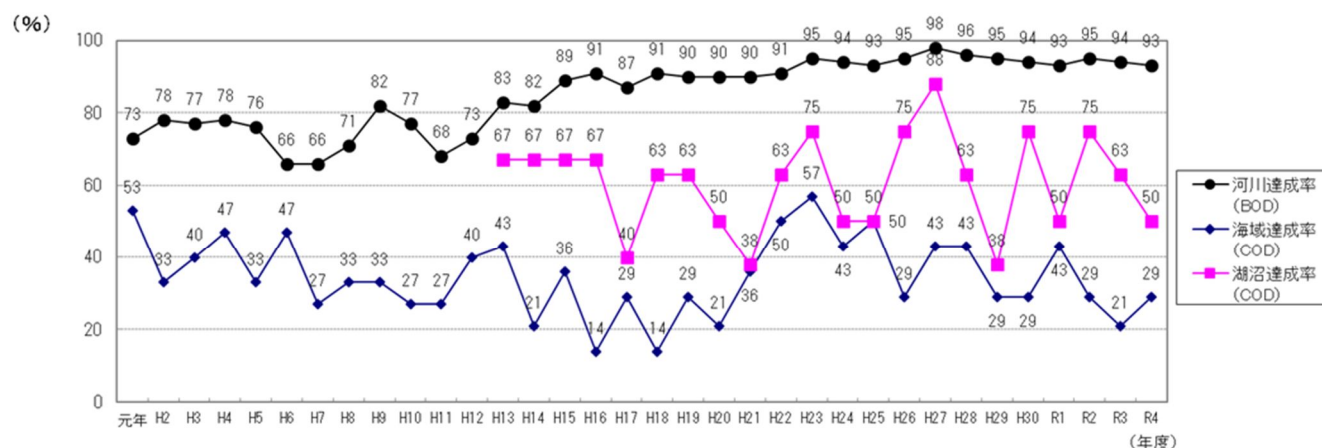
環境基準の類型が指定されている河川24水系82水域、海域14水域、湖沼8水域におけるBOD¹²（河川）・COD¹³（海域・湖沼）の環境基準の達成状況は、過去5か年の傾向として、河川及び海域は横ばい傾向ですが、湖沼は変動しています。

河川のBODの環境基準達成率は高い状況ですが、都市部の河川では、生活排水による汚濁がみられ、環境基準が達成されていません。

また、県内で排出されるCOD汚濁負荷量¹⁴は減少傾向ですが、内部生産¹⁵や藻場・干潟の減少等による浄化機能の低下などの影響により、海域のCOD環境基準達成率は低い水準で推移しています。富栄養化¹⁶に伴う赤潮¹⁷も依然として発生していることから、引き続き、海域に流入する汚濁負荷量の計画的な抑制が必要となっています。《類型指定状況と測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

また、全窒素及び全りん¹⁸の環境基準の類型が指定されている海域9水域、湖沼8水域の環境基準の達成状況について、海域の全りんは全地点で基準を達成し、海域の全窒素も高い水準で基準を満たしていますが、湖沼の全窒素・全りんは横ばい又は変動傾向です。

図表 3-2-1 河川・海域・湖沼環境基準達成率 ※1



※1 (環境基準達成水域数/環境基準類型指定水域数) × 100

資料：県環境保全課

※2 河川はBOD、海域・湖沼はCODの環境基準達成率

11 公共用水域：河川、湖沼、海域、港湾、沿岸海域など広く一般に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域のこと。

12 BOD：生物化学的酸素要求量。微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量で、河川で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

13 COD：化学的酸素要求量。水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

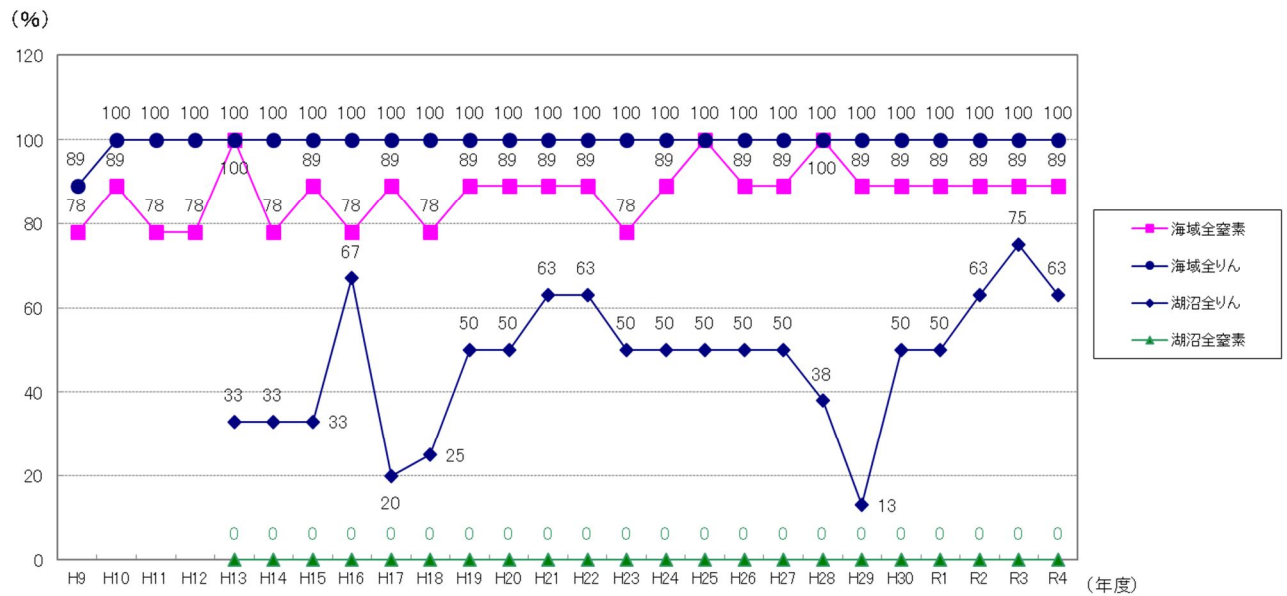
14 汚濁負荷量：陸域から排出されるCOD、窒素及びりん等の汚濁物質の総量。「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排出量」で計算する。

15 内部生産：湖沼、内湾など閉鎖性水域において、植物プランクトンの増殖（光合成）により有機物が生産されること。植物プランクトンの増殖には、窒素やりんが不可欠であることから、こうした栄養塩類の水域への流入量を削減することにより内部生産を抑制できる。

16 富栄養化：水の交換が少ない閉鎖性水域において、工場排水等により水中の栄養塩類の窒素やりんなどが増え、プランクトン等が増殖しやすい状態になること。

17 赤潮：窒素やりの増加に伴う水域の富栄養化により、水中の植物プランクトンが異常に増殖して水の色が赤褐色や茶褐色に変色すること。

図表 3-2-2 全窒素及び全りん環境基準達成率（海域・湖沼）※



※（環境基準達成水域数／環境基準類型指定水域数）／100

資料：県環境保全課

ウ 地下水

令和4年度は県内50地点で地下水の水質調査を実施し、環境基準達成率は、92.0%（令和3年度87.8%）でした。《測定結果等は、「広島県環境データ集」参照》

(2) 発生活汚濁負荷量

県内で排出される汚濁負荷量は、瀬戸内海流域がそのほとんどで、経年的には横ばい傾向です。

図表 3-2-3 県内で排出される汚濁負荷量（令和3年度末現在）

区 分		産業排水 (t/日)	生活排水 (t/日)	その他 (t/日)	合計 (t/日)
瀬戸内海	COD	18	15	6	39
	窒素	10	14	17	40
	りん	0.5	1.1	0.7	2.3
その他 (江の川)	COD	3	2	3	7
	窒素	0.5	2	7	9
	りん	0.1	0.1	0.4	0.7
県計	COD	20	17	9	46
	窒素	10	15	24	50
	りん	0.7	1.2	1.1	3.0

※端数処理の関係で、合計が合わない場合がある。

資料：県環境保全

産業排水の発生活汚濁負荷量のうち、COD、りんの約3～4割が総量規制の対象とならない小規模及び未規制の事業場等から排出されています。窒素については、指定地域内事業場からの負荷量が約8割を占めています。

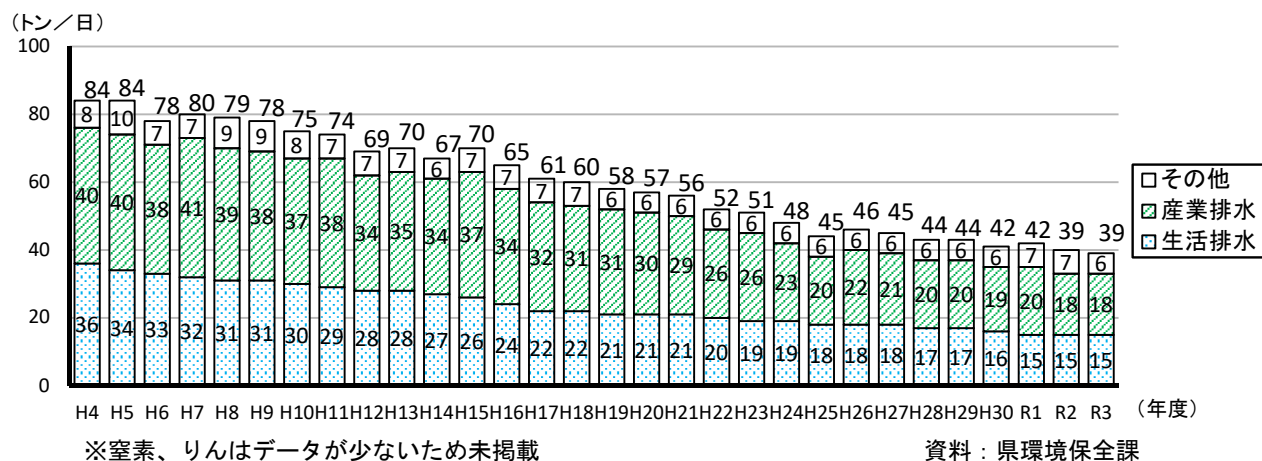
なお、産業排水の業種別の負荷量の割合としては、COD及び窒素では、パルプ・紙製造業、化学工業及び鉄鋼業で約5～6割を占めるなど、工業が盛んな本県の地域性を反映したものとなっています。

りんは、食料品製造業の割合が約2割を占めるほかは製造業以外の業種による負荷量が約7割と多くなっています。

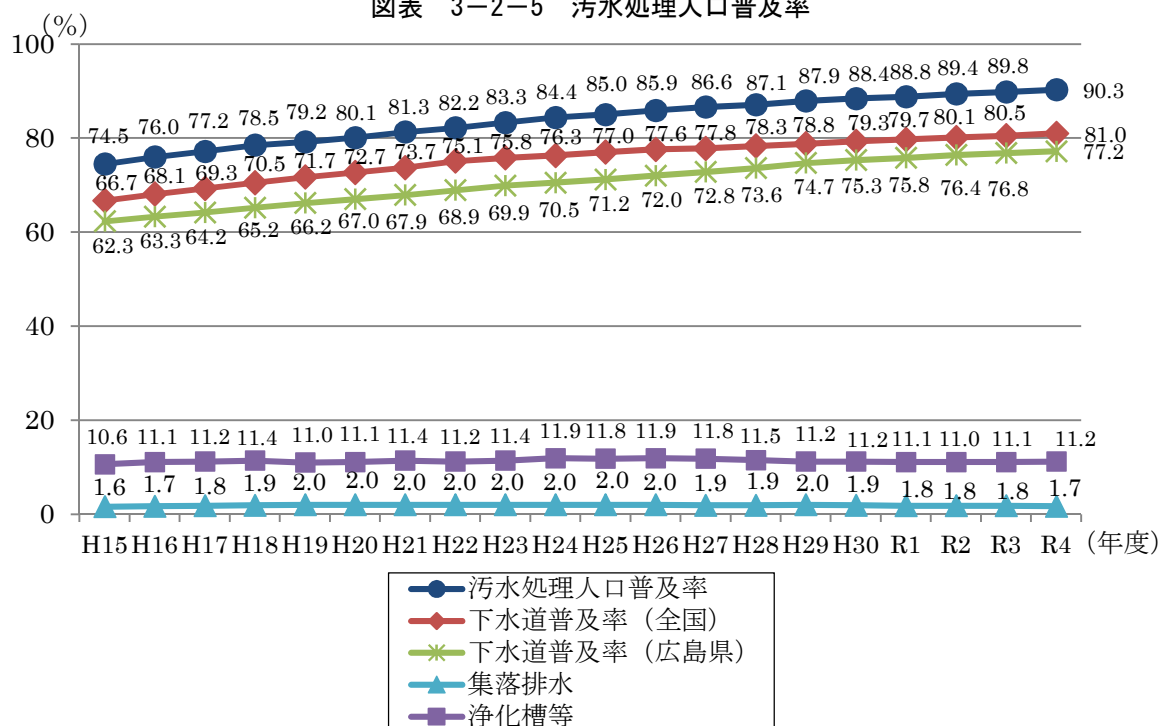
また、生活排水の発生汚濁負荷量のうち、CODの約5割が未処理のまま放流される生活雑排水によるものであり、排水処理施設の整備など、着実な対策が必要です。窒素については、下水道終末処理場からの負荷量が約5割を占めていますが、これは下水道整備の進展により、生活雑排水の処理が進んだ結果です。

なお、汚水処理人口普及率（し尿と生活排水の処理率）を地域別に見ると、市域と町域で格差があり、とりわけ中山間地域では、地形的な条件等により整備が遅れています。《産業排水、生活排水ごとの発生源別汚濁負荷量の割合等は、「広島県環境データ集」参照》

図表 3-2-4 瀬戸内海流域におけるCOD発生汚濁負荷量



図表 3-2-5 汚水処理人口普及率



(注) 令和4年度は暫定値

資料：県循環型社会課、県農業基盤課、県港湾漁港整備課、県都市環境整備課